

浜田・若竹統合保育園（仮称）建設工事（設計業務委託）  
公募型プロポーザルにおける参加表明書に係る質問と回答

浜田・若竹統合保育園（仮称）建設工事（設計業務委託）業務説明書 1 1 （2）質問に対する回答方法に基づき、以下のとおり回答します。

なお、本書については、酒田市ホームページの該当ページにも掲載いたします。

([http://www.city.sakata.lg.jp/kosodate/kosodate/hoikuen\\_proposal.html](http://www.city.sakata.lg.jp/kosodate/kosodate/hoikuen_proposal.html))

No.	資料	質問内容	回答
1	様式 2	参加する主任担当技術者は、すべて決定記載しなければならないか。 まず総合分野の主任技術者を決定し、後日、構造分野、電機分野、機械分野の主任技術者を決定することとしてはだめか。	参加表明者の体制等として、主たる分担業務分野の主任担当技術者はすべて記入し、参加表明書の提出期限までに提出してください。
2	業務説明書 (P.4) 様式 3	同種又は類似業務の実績として適合する物件が無いとだめか。評価において技術力の評価が無くなるだけと判断して参加表明は不可ですか。	同種又は類似業務としての条件を満たす実績がない場合でも、参加表明することは可能です。 この場合、様式 3 の「業務名」欄には『なし』と記入し、それ以外の欄は空欄として提出してください。
3	業務説明書 (P.4) 様式 3	同種又は類似業務の実績として、保育園等の耐震改修工事に関する設計・工事管理業務は該当するか。	同種又は類似業務の実績については、業務説明書 P.4 5 (1) に記載のとおりです。 耐震改修工事は、改築に該当しません。
4	業務説明書 (P.2、P.4)	業務説明書の 3 参加資格要件等とありますが、5 参加表明書の提出についての (1) 同種又は類似業務の実績は、参加資格要件ではないと判断してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 No.2 参照。
5	業務説明書 (P.2)	業務説明書の 3 参加資格要件等で規定する設計共同体による参加の場合、協定を結び、協定書写しを提出することとあるが、協定書の様式もしくは協定書に示すべき内容をご教示ください。 また、(イ)「代表者とならない設計共同体の構成員は、本技術提案書の提出及び契約締結に関する一切の権限を代表者に委任すること。(委任状の写しを提出すること。)」とあるが、協定書にその旨を記載することで、委任状の省略は可能かご教示ください。	協定書の様式は任意です。 協定書には、少なくとも設計共同体の名称、代表者、構成員、構成員の出資比率を記載してください。  委任状は、協定書の内容の如何に係らず、別途、提出してください。
6	業務説明書 (P.4) 様式 3	同種又は類似業務の実績は、設計共同体で参加の場合、代表者、代表者とならない構成員のどちらの実績でも良いのでしょうか。	そのとおりです。